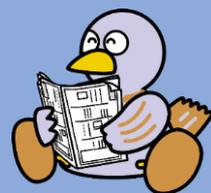


# サポーター通信



このたび、新しく「サポーター通信」を発行します。今年度開催の研修等のスケジュール、これまでにサポーターの方から寄せられた地域での活動事例、消費者被害の事例、消費者情報の収集方法をご紹介します。

コロナ禍で制限を受けていた地域での活動が今年度は再開されつつあります。サポーター通信でご紹介した情報をぜひ地域での活動にご活用ください。



## 令和5年度実施 研修等について

- 消費者被害防止サポーターフォローアップ研修／地域別交流会
  - ・6回開催（5会場およびオンライン1回）
  - \*詳細は同封の案内をご確認ください。

- 消費者被害防止サポーター全体交流会 1回開催
  - ・会場 埼玉会館 または さいたま共済会館  
（オンラインとのハイブリット開催）
  - ・時期 令和6年3月予定
  - \*詳細は後日ご案内いたします。

### 【ご参考】

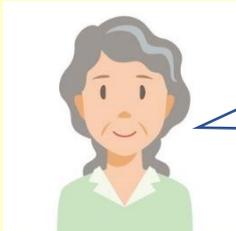
- 消費者被害防止サポーター養成講座（新規登録者向け講座）
  - ・国立女性教育会館（又エック）嵐山町 11月7日（火）午後
  - ・所沢市民文化センター（ミュージズ）所沢市 11月16日（木）午後
  - ・オンライン 12月16日（土）午前
  - ・他3会場で開催予定
  - \*サポーター登録にご興味のある方へご紹介いただけましたら幸いです。  
講座の詳細については埼玉消費者被害をなくす会へお問合せください。

# サポーター紙面座談会



見守り推進員

サポーター活動報告書（アンケート）、サポーターさんからいただいた情報をもとに、地域での活動事例や身近な消費者トラブルの事例をお届けします！



サポーターAさん

私は市が主催する消費者教育講座に他のサポーター仲間とともに参加し、紙芝居を使用して消費者被害防止の啓発を行いました。



サポーターBさん

私は市が行っている「消費者被害防止街頭キャンペーン」に消費者被害防止サポーターとして参加しました。地元の警察官と一緒に消費者被害未然防止のチラシ配布や街頭の方への声かけを行いました。



サポーターCさん

市が主催する消費生活展に参加し、市の職員の方とともに「消費者ホットライン 188」周知のための啓発品を配布しました。「188」の認知度はまだまだ高くないので少しでも多くの人に知ってもらえることができればと思っています。



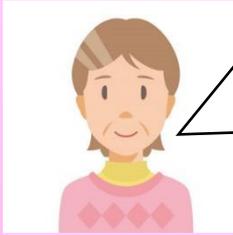
サポーターDさん

私は仕事の都合で地域での活動には参加できなかったのですが、フォローアップ研修で学んだことや行政機関が発信している啓発情報を周囲に伝えています。先日、ご近所の方が「消費者トラブルかも？」と話していたことがあったので、最寄りの消費生活センターへ相談するよう伝えたことがあります。

サポーターと連携して市町村も様々な取組を行っていますね。ぜひ積極的に参加していきましょう！  
また、周囲の方への情報提供や声かけも大切な活動です。困ったときは一人で悩まず消費生活センターへ相談するよう伝えていきましょう！



見守り推進員



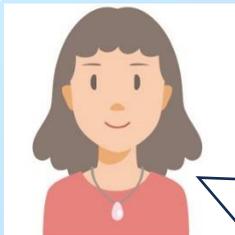
サポーターさん

以前、自宅に市の健康保険課を名乗る電話がありました。  
「書類の手続きをしてください。28,000 円の還付があります。」と医療費の還付金があるかのような話で大変丁寧な対応でした。手続きを行おうと、家族にその話をしたところ、私の住んでいる市には健康保険課という課は存在しない、と言われました。うっかり信じてしまい、気を付けなければいけないと思いました。

似たような電話を受けた経験のあるサポーターさんもいらっしゃるのではないのでしょうか。詐欺等が疑われる不審な電話には対応しないこと、警察への通報や消費生活センターに相談することをお願いします。



見守り推進員



サポーターさん

私は友人から「困った」と話を聞きました。エステのお試し体験を利用したところ、シミ取りで 700,000 円近い契約を結んでしまったとのこと。家に帰って落ち着いて考えてみると、必要のない契約だったと気がついたそうです。そこで、消費生活センターへ相談することを勧めました。その後、無事にクーリングオフをすることができたとのことでした。

(注) 紹介は一例です。全ての事例でクーリングオフが適用されるわけではありません。

お試し体験から高額な契約を結んでしまう事例が増えています。成年年齢引き下げで、18 歳でクレジット会社を利用し、契約させる事例もあります。また、美容に関するトラブルでは女性だけではなく、男性も増えているので注意を呼びかけています。契約、購入のトラブルは、消費者自身が、しっかり情報を収集し、その場の雰囲気流されて契約しないことも重要です。



消費生活相談員

「美」（脱毛エステ、医療サービス、エステティックサービス）に関する相談が 18・19 歳でも多く寄せられています。商品・役務別にみた 2022 年度の相談件数では「脱毛エステ」が最も多く、2021 年度と比較して、1,000 件以上増加しています。

(参考：国民生活センター

「18 歳・19 歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから 1 年—」より)

9.10 月の交流会では、サポーター活動についての情報交換を行います。皆さんの参加をお待ちしています。





消費者情報を  
集めてみませんか



### その1

国民生活センターで検索すると最新の  
情報が見られます！

<https://www.kokusen.go.jp> または

国民生活センター



### その3

#### 埼玉県消費生活支援センター

県消費生活支援センターでは埼玉県内からの消費生活に関する相談受付・商品テスト・消費者教育・情報提供を実施しています。埼玉県ホームページではよくある相談事例の紹介や消費生活に役立つ情報を掲載しています。



ネット通販トラブル防止の啓発品用データも公開しています

### その2

「高齢者を守るお助けかわらばん」を  
活用しましょう！（令和5年その1 同封）

各市町村の消費生活窓口や公民館など公共施設には「お助けかわらばん」が、掲示または配架されています。

啓発活動でぜひご活用ください。



### その4

SNSを使って、情報が取得できます！



Twitter



Facebook



LINE



国民生活センターは、消費者問題・暮らしの問題に取り組む機関です。消費者へ生命・身体・財産等に係る注意喚起情報について、より早く、より広く伝えるため、SNSの公式アカウントからの情報発信を行っています。**【見守り新鮮情報】**はメールマガジンでの配信も行っています。

#### お待ちしております！

サポーターの皆さんが、普段の生活の中で「こんな活動していますよ！」という情報や、契約に関する消費者トラブルの情報、ご自身が詐欺と感じた電話、訪問。また、ご近所やお友だちから聞いたヒヤリハットな体験などをお寄せください。お寄せいただいた情報は、「サポーターニュース」等でご紹介させていただくことがあります。



情報は、メールやFAX、お電話、お手紙で受け付けます。

下記の宛先へ「①郵便番号、②ご住所、③電話番号、④お名前」を記入の上、ご連絡ください。



発行者： 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail : nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

埼玉消費者被害をなくす会は埼玉県から「消費者被害防止サポーター活動推進事業」の委託を受けています